「　　　　　　　　　　　　　　」規約

**規約（会則）**

第1条　　（名　称）

　　　　　　本会の名称を「　　　　　　　　」と称す。

第2条　　（事務所）

　　　　　　本会の事務所を、会長宅に置く。

第3条　　（目　的）

　　　　　　本会は、　　　　　　を通じて、会員相互の親睦と　　　　　の向上を図ることを目的とする。

第4条　　（入会資格）

　　　　　　１．

　　　　　　２．

第5条　　（役　員）

　　　　　　本会運営のために、次の役員を置く。役員の任期は、　　年とし、再任は妨げない。

　　　　　　　会　長　　　　名

　　　　　　　副会長　　　　名

　　　　　　　会　計　　　　名

第6条　　（会　議）

　　　　　　本会の会議は、年　　　回の総会と前記の役員による役員会とする。

第7条　　（入会金及び会費）

　　　　　　本会の入会金及び会費は次のとおりとし、これを本会の運営にあてる。

　　　　　　　入会金　　　　　　　円

　　　　　　　会　費　　　　　　　円／（月・年　　回）

第8条　　（会計年度）

　　　　　　本会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第9条　　（変　更）

　　　　　　この会則は総会において、出席者の３分の2以上の承認があれば変更できる

付則　　この会則は、令和 　年 　　 月　　 日から施行する。